

○奈良県警察スクールサポーター運用要綱の制定について

(平成23年12月26日例規第46号)

[沿革] 令和2年3月例規第11号改正

このたび、別記のとおり奈良県警察スクールサポーター運用要綱を制定し、平成24年1月1日から実施するので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察スクールサポーター運用要綱について

第1 目的

この要綱は、奈良県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 身分、任用等

1 スクールサポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和2年3月例規第7号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

2 スクールサポーターは、警察署に配置するものとする。

第3 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり28時間45分とする。

第4 職務等

1 スクールサポーターは、警察署長（以下「署長」という。）の指揮監督の下に、管下の学校（小学校、中学校及び高等学校をいう。以下同じ。）等を訪問し、次の職務を行うものとする。

- (1) 少年の非行防止及び立ち直り支援
- (2) 非行・被害防止教育の支援
- (3) 学校等における児童又は生徒の安全確保
- (4) 地域安全情報等の収集及び提供
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、署長が特に命ずる事項

2 スクールサポーターが、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名をスクールサポーターと記載すること。

第5 学校への派遣

署長は、学校から要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該学校にスクールサポーターを派遣し、第4の1に掲げる職務を重点的に行わせるものとする。

第6 勤務場所

スクールサポーターの勤務場所は、学校等において第4の1に掲げる職務を行う場合を除き、配置された警察署の生活安全課とする。

第7 服装等

- 1 スクールサポーターの服装は、端正な私服とし、勤務中は、奈良県警察スクールサポーター証（別記様式第1）を携帯するとともに、左胸部その他県民から容易に識別できる位置に名札（別記様式第2）を、上衣左腕部分に腕章（別記様式第3）を着装しなければならない。ただし、署長が必要と認めるときは、名札及び腕章を着装しないことができる。
- 2 職務の執行に当たり、スクールサポーターであることを示す必要があるときは、奈良県警察スクールサポーター証を提示しなければならない。

第8 運用上の留意事項

署長は、スクールサポーターの運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 職務に必要な指導教養を徹底すること。
- (2) 職務に従事させる場合は、身分を明らかにして行わせること。
- (3) 関係機関、団体等との連携を密にして、効果的な運用を図ること。
- (4) 言語及び態度に注意させ、親切丁寧な対応に努めさせること。
- (5) 受傷事故防止に十分留意させること。

第9 研修

生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）又は署長は、スクールサポーターが新たに任命又は配置されたときその他必要があると認めるときは、スクールサポーターに対し、職務に関して必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うものとする。

第10 報告

- 1 スクールサポーターは、勤務日の活動状況等をスクールサポーター勤務日誌（別記様式第4）に記載し、署長に報告しなければならない。
- 2 署長は、スクールサポーターの1月ごとの活動状況についてスクールサポーター勤務月報（別記様式第5）により、翌月10日までに少年課長を経て警察本部長に報告するものとする。
- 3 署長は、スクールサポーターの活動に伴う反響、紛議及び効果的な事例等を認知したときは、その都度、スクールサポーター特異事案等報告書（別記様式第6）により、少年課長を経て警察本部長に報告するものとする。

第11 生活安全部長への委任

この要綱に定めるもののほか、スクールサポーターの運用に関し必要な事項は、生活安全部長が定めるものとする。

（別記様式省略）